

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

○宮城県恩給給与細則の一部を改正する規則

告 示

○救急医療機関の認定

○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定

○特定計量器の定期検査の実施

○認証食品の認証

○建設業許可の取消し

○道路の区域変更(三件)

○道路の供用開始(三件)

○土地区画整理事業の換地処分の届出

○都市計画変更の図書の写しの縦覧(三件)

○土地改良区の定款変更の認可

公 告

○開発行為に関する工事の完了(三件)

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定

人事委員会

○宮城県職員採用試験(大学卒業程度・民間企業等職務経験者)の実施

正 誤

○宮城県公報平成二六年号外第二二号中

ページ

規 則

宮城県恩給給与細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年七月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五十四号

宮城県恩給給与細則の一部を改正する規則

宮城県恩給給与細則(昭和三十三年宮城県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

第四条中「総務省人事・恩給局」を「総務省」に、「総務省人事・恩給局長」を「総務大臣」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○宮城県告示第五百九十三号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

平成二十六年七月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
光ヶ丘スベルマン病院	仙台市宮城野区東仙台六一 七一	平成二十六年七月一 日	平成二十九年六月三 十日

○宮城県告示第五百九十四号

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第二十一条の五の二十四の規定により告示する。

平成二十六年七月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害児通所支援の種類	設置者名	指定年月日
○四五二二〇四七一	子ども広場にこま	放課後等デイサ	特定非営利活	平成二十六年

登米市中田町上沼字 西桜場三十二番地一	ービス	社 団法人奏海の	七月一日
------------------------	-----	----------	------

○宮城県告示第五百九十五号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十六年七月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

実施年月日	実施区域	検査受付時間	実施の場所
平成二十六年 八月二十五日	丸森町全 域	午前十時三十分から 午後三時まで	丸森まちづくりセンター
同 八月二十六日	丸森町全 域	午前十時三十分から 午後三時まで	丸森まちづくりセンター
同 八月二十七日	山元町全 域	午前十時から 午後三時まで	山元町役場仮庁舎西側 公用車庫

○宮城県告示第五百九十六号

宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。

平成二十六年七月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

認証番号	品目	申請者の氏名	製造業者の名称	製造所等の所在地
二百十八	豆腐	有限会社新星 代表取締役社長 藤信 斉	有限会社新星	黒川郡大和町もみじヶ丘一 二十八―十二

二 認証年月日

平成二十六年六月二十五日

○宮城県告示第五百九十七号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

平成二十六年七月四日

- 一 許可を取り消した年月日
平成二十六年六月二十日
- 二 商号又は名称等

宮城県知事 村 井 嘉 浩

商号又は名称及び代表者の氏名	主たる営業所の所在地	建設番号	申請区分及び許可の種類	受付年月日
有限会社村上工務店 村上 光男	柴田郡村田町大字村田 字後田四十七―三十六	般一二十四 第三千九百九十四号	全部廃業 一般建設業 建築工事業 大工工事業	平成二十六年 五月二十三日
大蔵建設株式会社 加藤 由定	多賀城市浮島二―二― 五	般一二十四 第七千五百二十二号	全部廃業 一般建設業 建築工事業 鋼構造物工事業 内装仕上工事業	平成二十六年 五月二十六日
花杜デザイン株式会社 雨谷 俊秀	仙台市青葉区二日町十 二―二十五グランド プレスデ―ジビル	般一二十四 第一万二千七百四十四号	全部廃業 一般建設業 内装仕上工事業	平成二十六年 五月二十六日
株式会社ホロニツク 高橋 由里	仙台市泉区根白石字経 檀河原五―五	般一二十四 第一万二千七百六十八号	一部廃業 一般建設業 建築工事業	平成二十六年 五月二十二日
株式会社ジェー イーシー 真野 孝仁	石巻市蛇田字新塚寺八 十一―三	般一二十一 第一万五千六百七十九号	一部建設業 一般建設業 大工工事業 内装仕上工事業	平成二十六年 五月二十九日
株式会社北杜産 業 菅原 長利	仙台市青葉区みやぎ台 三―二十七―一	般一二十二 第一万八千八百八十九号	全部廃業 一般建設業 土木工事業 とび・土工事業 ほ装工事業	平成二十六年 五月二十八日

三 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当

○宮城県告示第五百九十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十六年七月四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月四日

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三九八号
- 三 道路の区域

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更の区間				変更の 前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
牡鹿郡女川町石浜字石浜二二番地先から 同郡同町石浜字崎山二八番三地先まで				前A	六・八	二二五・〇	上記A及び Bは、関係図 面に表示する 敷地の区分を いう。
				後A	六・八	二二五・〇	
				後B	六・〇	二二三・〇	

○宮城県告示第五百九十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十六年七月四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三九八号
- 三 道路の区域

変更の区間				変更の 前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
牡鹿郡女川町宮ヶ崎字川尻一番一九地 先から 同郡同町石浜字崎山二九番一地先まで				前A	八・一	一、〇四〇・三	上記A及び Bは、関係図 面に表示する 敷地の区分を いう。
				後A	八・一	一、〇四〇・三	
				後B	八・六	九二二・二	

○宮城県告示第六百号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十六年七月四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 清水浜志津川港線
- 三 道路の区域

変更の区間				変更の 前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
南三陸町志津川字大森一一七番一地从 同町志津川字本浜町二二七番地先まで				前A	五・五	六六八・四	上記A及び Bは、関係図 面に表示する 敷地の区分を いう。
				後A	五・五	六六八・四	
				後B	一五・〇	五九〇・〇	

○宮城県告示第六百一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十六年七月四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
国 道	三九八号	牡鹿郡女川町石浜字石浜二二番地先から 同郡同町石浜字崎山二八番三地先まで	平成二十六年 七月五日

○宮城県告示第六百二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十六年七月四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土

木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
国道	三九八号	牡鹿郡女川町宮ヶ崎字川尻一番一九地先から同郡同町石浜字崎山二九番一地先まで	平成二十六年七月十二日

○宮城県告示第六百三三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十六年七月四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	清水浜志津川港線	南三陸町志津川字大森町一四六番地先から同町志津川字本浜町一四六番地先まで	平成二十六年七月五日

○宮城県告示第六百四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第一百三十三条第三項の規定により、次の土地区画整理事業の換地処分について届出があった。

平成二十六年七月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 土地区画整理事業の名称
石巻市南境土地区画整理事業
- 二 施行者の名称
石巻市南境土地区画整理組合
- 三 事務所の所在地
石巻市南境字鶴巻三十三番地一
- 四 換地処分の年月日
平成二十六年六月四日

○宮城県告示第六百五号

利府町から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十六年七月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 都市計画の種類及び名称
1 種類 仙塩広域都市計画下水道
2 名称 利府町流域関連公共下水道
- 二 縦覧場所

○宮城県告示第六百六号

涌谷町から大崎広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十六年七月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 都市計画の種類及び名称
1 種類 大崎広域都市計画下水道
2 名称 涌谷第一都市下水道
涌谷第二都市下水道
 - 二 都市計画の変更の種類
廃止
 - 三 縦覧場所
宮城県庁（土木部都市計画課）
- 宮城県告示第六百七号
- 涌谷町から大崎広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。
- 平成二十六年七月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 大崎広域都市計画下水道

2 名称 涌谷町公共下水道

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第六百八号

鳴瀬土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成二十六年六月二十五日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十六年七月四日

宮城県東部地方振興事務所

所長 正 木 毅

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十六年七月四日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
多賀城市山王字山王四区百九十五番二、百九十六番二及び百九十七番二

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
多賀城市中央一丁目七番六号
小川 幸男

平成二十六年七月四日

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十六年七月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

巨理郡巨理町逢隈高屋字谷地中五十九番七十並びに同町長瀬字新小橋四十番一

巨理郡巨理町字東郷二百九番地五

阿部春建設株式会社

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十六年七月四日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
気仙沼市松崎壹二十八番二、二十九番三、三十二番一、三十三番五及び三十三番十一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

東京都品川区大井一丁目三十五番三号
ルートインジャパン株式会社

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十六年七月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 購入物品及び数量 ローター除雪車（二・六m二〇kw級） 一台

2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 納入期限 平成二十七年一月三十日（金）

4 納入場所 宮城県北部土木事務所

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てを

なされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあつては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二二一三三五）へ平成二十六年七月二十四日（木）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先
〒九八〇一八五七〇宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県出納局契約課物品班（担当 佐々木 直美 電話〇二二一三三五）

3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、平成二十六年七月二十四日（木）まで2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十六年七月二十二日（火）から平成二十六年七月三十日（水）までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十六年七月三十日（水）までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 平成二十六年八月五日(火)午前九時から平成二十六年八月十三日(水)午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 平成二十六年八月十三日(水)午後五時
ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するように提出するものとする。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

6 開札の日時及び場所

平成二十六年八月十八日(月)午前十時 宮城県庁舎二階第一入札室

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十六号)第二号の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に求められる義務を履行しなかつた者とした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of Items to be Procured : Rotary snowplow (maximum width : 2.6m.

maximum working output : 220Kw class), 1 unit

2 Deadline for Delivery : January 30, 2015 (Fri.)

3 Place of Delivery : Miyagi Prefectural Government Hokubu Public Works Office

4 Deadline for Bid : August 13, 2014 (Wed), 5 : 00 pm.

5 Contact Person : Naomi Sasaki, Procurement Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi

980-8570 Japan Tel: 022-211-3333

6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十六年七月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 ゲルマニウム半導体検出器タストヨウ素モニタ 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十六年六月十八日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 日立アロカメデイカル株式会社 東京都三鷹市牟礼六丁目二十二番一号

五 落札金額 六千二百九十六万四千円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十六年五月九日

人事委員会

○宮城県職員採用試験(大学卒業程度・民間企業等職務経験者)を別冊のとおり実施する。

平成二十六年七月四日

宮城県人事委員会

委員長 高 橋 俊 一

正 誤

○宮城県公報平成二十六年号外第二二号(平成二十六年三月三十一日付け)中

ページ 段 一 行 一 正 誤

三
三九
四二

上
上

後ろか
ら二
後ろか
ら一

第八号を次のように改め
様式第7号の4(附則第2項関係)
条例第十二条

に次の一号を加え
様式第7号の4
条例十二条